

第 1 1 号様式(第 1 2 条関係)

身体障害者診断書・意見書 (肢体不自由用) 脳原性運動機能障害用

総 括 表

氏名	年 月 日生 () 歳	男 女
住所		
①障害名(部位を明記)		
②原因となった疾病・外傷名		交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・自然災害・疾病・先天性・その他()
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所		
④参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤総合所見		
(将来再認定 要 ・ 不要)(要の場合はその理由) (再認定の時期 年 月頃)		
⑥その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名		
身体障害者福祉法第 1 5 条第 3 項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない		
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、松山市社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

(該当するものを○で囲むこと。)

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

〈ひも結びテスト結果〉

1 度目の 1 分間_____本

2 度目の 1 分間_____本

3 度目の 1 分間_____本

4 度目の 1 分間_____本

5 度目の 1 分間_____本

計 _____本

イ 一上肢機能障害

〈5 動作の能力テスト結果〉

a 封筒をはさみで切るときに固定する。 (・可 能 ・不可能)

b 財布からコインを出す。 (・可 能 ・不可能)

c 傘を差す。 (・可 能 ・不可能)

d 健側の爪を切る。 (・可 能 ・不可能)

e 健側の袖口のボタンを留める。 (・可 能 ・不可能)

2 移動機能障害

〈下肢・体幹機能評価結果〉

a 伝い歩きをする。 (・可 能 ・不可能)

b 支持なしで立位を保持し、その後10m歩
行する。 (・可 能 ・不可能)

c 椅子から立ち上がり10m歩行し、再び椅
子に座る。 _____秒 (・可 能 ・不可能)

d 50cm幅の範囲内を直線歩行する。 (・可 能 ・不可能)

e 足を開き、しゃがみ込んで再び立ち上
がる。 (・可 能 ・不可能)

(注) この様式は、脳性麻痺及び乳児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア ひも結びテスト

事務用とじひも(概ね^{おおむね}43cm規格のもの)を使用する。

- ① とじひもを机の上、被験者前方に図のごとく置き並べる。

- ② 被験者は、手前のひもから順にひもの両端をつまんで、軽くひと結びする。

(注)○上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。

○手を机上に浮かして結ぶこと。

- ③ 結び目の位置は、問わない。
④ ひもが落ちたり、位置から外れたときには、検査担当者が戻す。
⑤ ひもは、検査担当者が随時補充する。
⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。



イ 5動作の能力テスト

- a 封筒をはさみで切るときに固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し、健手でははさみを用い、封筒を切る。患手を健手で持って封筒の上に載せてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみは、どのようなものを用いてもよい。

- b 財布からコインを出す。

財布を患手で持ち、空中に支え(テーブル面上ではなく)、健手でコインを出す。ジッパーを開けて閉めることを含む。

- c 傘を差す。

開いている傘を空中で支え、10秒間以上まっすぐ支えている。立位でなく坐位^{ざい}のままでよい。肩に担いではいけない。

- d 健側の爪を切る。

大きめの爪切り(約10cm)で特別の細工のないものを患手で持って行う。

- e 健側の袖口のボタンを留める。

のりの効いていないワイシャツを健肢に袖だけ通し、患手で袖口のボタンを掛ける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。